

全 仙

ZENBUTSU

J A P A N
B U D D H I S T
F E D E R A T I O N

仏暦2563年8月
[2020年]

No.646

特
集

コロナ禍に向き合う

〈新型コロナウイルス感染症に対する宗派の対応〉



全仏 646 号

C O N T E N T S

就任挨拶 3

戸松 義晴／本会第34期理事長／浄土宗
木全 和博／本会第34期事務総長／真宗大谷派

特 集 4

「コロナ禍に向き合う」

～新型コロナウイルス感染症に対する宗派の対応～

本会からの報告 8

- ・第28回理事会
- ・第9回評議員会
- ・第29回理事会
- ・新型コロナウイルス感染症への本会の取り組み
- ・救援基金及び新賛助会員紹介
- ・無料法律相談／税金なんでも相談

法話 ぶっぼうそう

『名も知らぬ野草』 10

三浦 明利／光明寺住職(浄土真宗本願寺派)・シンガーソングライター

宗教法人運営のための法律入門

宗教法人の管理運営 10 11

第三十四期理事長就任挨拶



全日本仏教会理事長

戸松 義晴

このたび、第34期理事長の職を拝命いたしました。職責を全うできますよう、皆様のご協力をいただきながら努力してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

いま、世界は新型コロナウイルス感染症により多くの方が亡くなり、感染者は増加し続けています。各国では社会的、経済的混乱が起り、人々は先の見えない不安と新しい生活様式に戸惑いを感じていることと存じます。この感染症の特徴から、最愛の人が苦しんでも傍らで手を握ることもできず、突然大切な人の命を奪われた方は、ご遺骨になるまで会えないなど、寄り添い、看取ることができないのは、ご遺族、関係者、そして僧侶にとってもつらく悲しいことです。

これまで仏教界では、人と人の関係性、集い、祈り弔う儀式儀礼の中で僧侶も檀信徒も思いを共感してきました。ところが、コロナ禍では3密を避けるなど、感染症を広めない対策が求められます。私たち僧侶は、このコロナ禍において、檀信徒や門徒、地域の人々に寄り添いながら何ができるのでしょうか。何をすべきでしょうか。

過去の歴史においても、私たち仏教徒は幾多の困難を乗り越え、法燈を守ってまいりました。皆さまには、今一度、寺院は檀信徒や門徒、地域の人々のための存在であること。また、苦難にある人々をお支えする役割があることを思い起こしていただき、全日本仏教会は全一仏教運動のもと宗派を超えて団結し、この苦難に立ち向かっていくようお力添えをいただきたいと存じます。

皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶いたします。

第三十四期事務総長就任挨拶



全日本仏教会事務総長

木全 和博

このたび、全日本仏教会事務総長を拝命いたしました木全和博でございます。所属宗派は真宗大谷派です。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになりました方々に深く哀悼の意を表しますとともに、この世界的大流行が、一日も早く終息することを念じあげます。

世界中で猛威を振るう感染症被害によって、様々な活動が制限され、社会全体が言い知れぬ不安と閉塞感に包まれました。仏教会にとりましてもその影響は深刻であり、大切な仏法弘通の場がこれからのように変容していくのか、大きな危機感を抱いております。

しかし、かかる危機的な状況であるからこそ、仏教者が求められている課題の重さを感じるとともに、時代社会に相応する仏教教団への再生の機会が与えられているとも思うのであります。

当面する諸課題への取り組みを決意すると共に、微力ながら全力を尽くしてまいりますので、皆さまのご理解とご協力を衷心よりお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。

コロナ禍に 向き合う

〈新型コロナウイルス感染症に
対する宗派の対応〉

2019年12月に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）。

年が明け、100年前のスペイン風邪以来とも言われるパンデミックが世界に広がる中、日本においては4月7日に緊急事態宣言が発令され、3つの密を避けるため外出の自粛や店舗の休業、学校の休校やイベントの開催制限など、人々の生活が制限されるという未曾有の事態となりました。

この影響は実際に人々が会って語らうことを大事にしてきた宗教界にも及び、葬儀の規模の縮小や法要の中止や延期を余儀なくされたところも多くあります。

本会では、通常の宗教活動が出来なくなった4月から緊急事態宣言が解除された5月末まで、加盟団体が新型コロナウイルス感染症に対してどのような対応を取っているか、ホームページ上に情報を集約してきました。政府の要請に従って止むなくお寺の門を閉めたり、オンライン上で法話や写経を自粛中の人々に勧めるなど、各宗派が様々に取り組んできた様が見て取れます。

本号の『全仏』では、こうした活動を記録に留めるとともに、感染者数が再び増える可能性の高い今後の参考となるように紹介します。

天台宗

新型コロナウイルス感染症の蔓延を受け、天台宗としましては一般の方々に対しましては、公式ホームページに宗務総長の声明を掲載。宗祖伝教大師のご誓願、御教えを体し、未曾有の事態の中にあっても、全ての人々が助け合い支え合って、誰一人漏らすことなくよりよく生きることのできる「with コロナ」の新たな社会を心を合わせて作り上げてまいりましょうと発信致しました。

宗内寺院に対しましては、寺院住職の法要等、諸行事執行判断の基準としていただくため、感染拡大の現状を踏まえた諸行事の執行についてのガイドラインを示しました。

今後も、感染症拡大の状況を注視し、その時々に必要な対応を継続してまいります。

また、天台宗の役職員により、簡易防護服作製支援プロジェクトに参画。感染のリスクを抱えながらも最前線で医療に従事いただいている皆様を少しでも支援するべく、今現在も作製を継続しています。



防護服作りの様子

高野山真言宗

コロナ禍対策について

高野山真言宗 宗務総長 添田隆昭

1) 葬儀や法事の中止

縮小によって経済的打撃を蒙った末寺が多いので、来年度の宗費の2割を減額する。本山においても参詣者が途絶し、収入が激減したので役員給与を削減し、職員を2交替制とし人件費の圧縮を図り、出来る限り会議・行事・出張等を中止した。病魔退散・横死者追悼の法会は参列者無しで執行しYouTubeにて実況中継したが、17万人が観てくれた。お盆の柵経参りでは、檀信徒宅を訪問する時の注意点を各末寺に送付した。



2) 既に進行していた葬儀

法事の簡略化はコロナ禍によって加速した感があり、元に戻ることは無い。今後は、住職が如何にして檀信徒の信頼を得られるか、ますます住職の宗教的人格の高さが問われる時代となる。

真言宗智山派

「アフターコロナ 今、宗教の本質が問われるとき」

真言宗智山派災害対策本部 教化部時局対策課

コロナ禍が発生して以降、真言宗智山派宗務庁 総本山智積院では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底することとし、勤務体制を変更、会議、諸行事、拝観の延期や中止の対応をとりました。先の見えない状況の中で不安な日々を過ごされている方々のためにも、僧侶としてできることの一つとし、毎朝の勤行において、「疫病退散」の御祈念をさせていただいております。

参拝者に対しては、「新型コロナウイルス感染症についての理解とその対策」という内容でホームページなどに掲載し、注意喚起を行いました。また、本宗教師の有識者のご意見を基に、宗内末寺に対しても一つの提案として、我々僧侶もクラスターを起こす条件に当てはまると考えられる葬儀、法事等をどのように対応したらよいかという内容の「寺院における新型コロナウイルス感染症の対応について」を周知させていただきました。

このような状況の中で本宗僧侶は葬儀、法事等にどう向き合うべきか。葬儀はやり場のない悲しみや苦しみを感している遺族が仏の慈悲を求める場でもあります。宗教的信念をもって故人に向かい、遺された者の不安を取り除くために葬儀を執行する。僧侶は誠心誠意で葬儀、法事に臨み、檀信徒との絆を深め、心の支えとなる存在であってほしいと思います。

今後、感染防止の観点から接触を避けることが最も重要であることから、TV会議システムやWeb会議システムを活用した、会議、講習会を行っていくようにします。

参拝者に対しても移動規制が解除され、徐々に観光客が増えてきていることから本山に安心して参拝いただける環境づくりを徹底し、宗内末寺、檀信徒が安心して仏事が行えるよう情報提供を強化していきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症の早期終息と、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々のご快復をご祈念いたします。

合掌

真言宗豊山派

真言宗豊山派では、寺院での行事に対して 檀信徒の健康を最大限遵守 するべく、医学界でも 活躍をしている 本宗派教師の二師に依頼し作成した「法要時の新型コロナウイルス感染拡大を防止するための指針」を各寺院に配布させていただいた。

そして、総本山長谷寺からは、古来より伝わる神聖な護符が、檀信徒へのお守りとして授与できるようにと、各寺院に施与された。

コロナ禍において、本宗派の取り組みは、真言宗豊山派檀信徒への宗教的安心と健康面への配慮、つまり聖俗の両面から安寧を願った取り組みである。

コロナ禍の影響が長く続けば、葬儀の簡素化などの寺離れと呼ばれる 風潮が、より一層加速するであろうことは想像に難くない。

このような事態の中であるからこそ、社会に対する寺院の役割を再確認し、僧侶一人ひとりが時代に応じた教化を模索し続けることが肝要である。

浄土宗

情報発信として「人権への配慮」(4/8付)や宗務総長のメッセージ(4/30付)、寺院関係者向けの情報提供として「行事開催等の基本方針」(2/26付)や浄土宗総合研究所「法要等の執行にあたってのガイドライン」(4/9付)を作成しました。寺院支援として、一宗課金報奨金交付期限延長や建物共済保障期間特例措置。研修会等でオンラインシステムの積極的活用。特に「密」が懸念される道場は、関係者全員PCR検査を実施するなど万難を排して臨みます。また、教化冊子を寺院に無償頒布。公式サイトで一般向けコンテンツの提供や、本宗僧侶等の資料を紹介しています。

本宗寺院の声を受けて、今すぐ出来る支援や対策は速やかに行っておりますが、より具体的に課題や需要へ応えるため、7月中旬に本宗寺院宛に「寺院収入への影響を調査するアンケート」を実施しております。その結果を踏まえて、規程の提案や補正予算計上も含め、さらに取り組みを進めてまいります。

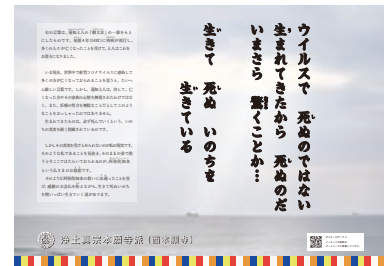


浄土真宗本願寺派

浄土真宗本願寺派では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、4月に総長から「念仏者」としての声明を公表するとともに、少しでも安心してこの事態に向き合っていくための一助になって欲しいとの思いから、本願寺新報(門信徒の方々へ向けた新聞)を活用して、すべての人へ向けたメッセージポスター(第1弾~第4弾)を制作し発信いたしました。そしてこの取り組みが、一般生活者向けの「伝わる伝道」になっているかの調査を行いました。

また、総額4億8千万円規模の寺院支援策として、教化活動をはじめとする寺院活動の一助とすべく「寺院教化助成費」及び文書伝道や教学研鑽等に活用してもらうための「本願寺出版社商品購入券」を全寺院へ交付いたしました。

先の見えない不安な世の中にあって、伝道教団として適切にして創意工夫を凝らした取り組みが求められています。新しく「新型コロナウイルス感染症対策と宗務に関する企画推進会議」を設置し、今後の課題と方向性及びコロナ収束後の世界と宗教の在り方等を検討するなど、現在誠意対応に努めています。



真宗大谷派

真宗大谷派では、新型コロナウイルス感染症により、これまで人と人が出会うことを大切にしてきた宗門活動から大きな転換期を迎えています。感染症を契機に、宗派では「いま、あなたに届けたい法話」と題した法話や子どもたちへの絵本の読み聞かせの動画配信など、インターネットを活用した新たな取り組みを始めました。

感染症の拡大は、人と人との出会いに制限をかけるものですが、今後は、「集まるとの教化」、「出向いての教化」、「届ける教化」、それぞれの良さを活かし、一ヶ寺一ヶ寺が一人ひとりへ丁寧に教えを届けていくことを大切にしていきたいと考えています。

また、感染症の拡大を受け、3月には宗務総長からご門徒に向けてメッセージの発信を行い、4月には「法要(葬儀・法事等)における新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けての宗派指針」を発表し、全国の寺院・教会とともに、感染の防止に努めています。

【いま、あなたに届けたい法話 https://jodo-shinshu.info/ima_howa/】



「いま、あなたに届けたい法話」の動画配信の様子

臨濟宗妙心寺派

臨濟宗妙心寺派の新型コロナウイルス感染症に対する対外的な取り組みについて

本宗派の対外的な取り組みとして、3月31日に妙心寺ホームページへ管長猥下のおことばを動画で掲載しました。また4月8日には妙心寺ホームページへ宗務総長声明文を掲載。政府の緊急事態宣言の発出と外出自粛要請が出されたことによって、自宅で過ごす時間が増えたこと、また行事が相次いで中止となる中、動画を用いたの布教手段として、4月14日に第1回目岩浅常任布教師による法話動画をYoutubeに掲載を始め、現在第4回までの動画を公開しています。他には無相教会師範による花園流御詠歌の奉詠動画や「コロナに負けるな！」特設ページを設置して人権メッセージ等の情報発信、ZOOM坐禅会の情報提供を行っています。

更に4月14日から6月末日までの間、「おうち写経」として写経用紙を無償で5種類お一人1回3枚までお送りする取り組みを開始し、583件のお申し込みをいただきマスコミでも多数紹介されました。いずれの活動もコロナ禍において、おかげさまの心を持って人々に安らぎを与えること、そして継続可能な取り組みを推進しております。本宗派は今後も人々の心に寄り添いお役に立てる宗派として歩んで参ります。

曹洞宗

国際布教総監部・国際センターによる合同企画として、広がり繋がり、そして心の安寧を感じてもらうため、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々のご冥福、闘病中の方々のご快復と一日も早い事態の収束を祈り、世界各地より108名の僧侶が声を合わせて日本語と英語で般若心経をお唱えする動画「みんなで唱えよう～般若心経～」をYouTubeにて配信しました。全国曹洞宗青年会では、疫病退散、病氣平癒、早期終息を祈願し、新型コロナ退散祈願オンライン法要を執り行い、また、お寺での坐禅会が難しい状況であることから、Zoomによるオンライン坐禅会を開催しました。いずれも多くの方にご視聴・ご参加いただきました。感染の脅威から解放された生活が戻ってくることが一番ですが、その見通しが立たない今、SNSを通じた情報発信と新たな生活様式に合わせた布教教化活動を展開していく予定です。



「みんなで唱えよう～般若心経～」英語



オンライン法要

日蓮宗

新型コロナウイルス発生以降の宗派対応

- 全国74管区宗務所へ、イベントや行事等の参加や開催における注意喚起。
- 宗務役員の時短・交代勤務。
- 教育機関開設の中止を決定。
- ・令和二年度第一期・第二期・第三期信行道場→中止
- ・外国語（英語）信行道場→中止
- ・令和二年度第五十九回日蓮宗布教研修所開設→中止
- ・令和二年度第一回僧道林→中止
- ・令和二年度声明師養成講習所→中止
- ・令和二年度布教院→中止
- 「新型コロナウイルス感染症に関する葬儀・法要等について」と題し、新型コロナウイルス感染症の基礎知識はじめコロナ禍における特に3密を避けた法務の執り行い方を周知。
- 日蓮宗ウェブサイト上にて『Stay Home』と題し、子ども向けのものとしては折り紙・塗り絵・写仏・怪談話等を、またオンライン唱題行や法話といったコンテンツを掲載。特にオンライン唱題行は好評で現在も定期的に開催中。
- 庁舎内での会議開催にあたり、ビデオアプリ ZOOM の活用を開始。
- 全国74管区への「管区支援給付金（案）」として総額1億円の給付を検討中。
- 全国寺院に向けた具体的な支援策を継続して検討中（詳細は未決定）。
- コロナ禍における私たちはどのような心構えをもって平穏な日常を取り戻すのかについて、中川法政宗務総長が声明文にてお示ししておりますので、添付します。

新型コロナウイルスに関する声明文
一命を護ることは、心を強く生きる力を得ること一

日蓮宗宗務総長 中川法政

今般の新型コロナウイルス感染症によってお亡くなりになられた方々並びにご遺族の皆様には謹んで哀悼の意を表し、心よりお悔やみ申し上げます。また、罹患され闘病中におられる皆様には心よりお見舞い申し上げます。更には、自ら感染のリスクがあるが、懸命に治療及び介護にご尽力されている医療従事者の方々には深い敬意と感謝を申し上げます。

この目に見えない恐怖との戦いは、私達人間に課せられた試練であります。国や人類といった境界を超え、今こそ一丸となる時です。私達は一人ひとり異なる存在ではありますが、心を同じくすることで必ずやこの難題を乗り越えることができるはずです。

しかし、このような難境に於いては不安や恐怖が人の心に忍び寄り、社会秩序の崩壊、感染者に対する差別や利己的な行動といった「不和」を引き起こします。この「不和」は、あらゆる争いの元凶であり、最も忌むべきものです。出口のない不安の中、新型コロナウイルスに関する報道や風評、流言といった様々な発信により、不安や恐怖感が大きく広がっております。これにより、心の弱い人々には必要以上に恐怖心が煽られてしまい、上記のような「不和」が生まれ、争いや疑心暗鬼が生じてまいります。これでは、この病が収束しても、人と人との間に生まれた「不和」を回復することは非常に困難です。心が壊れ、相互不信が生じた中で、再生は望みません。

この病の流行の中「命を護る」ということは、心を護り、生活を護るということです。生活とは家族であり、家庭であり仕事であります。それぞれが自分の生命と同じようにかけがえないものです。生命さえあれば立ち崩れるという人がいますが、自分一人生き残った人、その言葉は残酷であります。それぞれにとって、生命に匹敵する大切な命を護る勇気は後には伝えなければなりません。自業や我儘の中に希望の種を打ち込まなければなりません。この想こそ、強い信頼心であり、お題目によるエネルギーなのです。

皆様を持つ心を持って、他者に思いを寄せ、冷静に適切な行動を心掛けましょう。これが人々を、延びては社会全体を救う一歩へと繋がります。私たちが暮らすこの世界は、数多の繋がりで生きている慶びに満ちております。この素晴らしい世界を取り戻す為、異体同心の心を繋ぎ合い、困難を乗り越えて参りましょう。

2020（令和2）年4月17日

第三十四期理事長・事務総長が決定 令和元年度決算等が全会一致で承認

第二十八回理事会

本年五月二十六日を決議日とした第二十八回理事会で、令和元年度事業報告及び決算が書面決議を以って承認された。

【第二十八回理事会概要】

決議日：令和二年五月二十六日

議案(全議案承認)：

- ・令和元年度事業報告について承認すること
- ・令和元年度決算について承認すること
- ・評議員会の決議の内容について承認すること

報告事項：

- ・第四十五回全日本仏教徒会議島根大会延期について

第九回評議員会

本年六月九日を決議日とした第九回評議員会において、第三十四期の理事及び監事が書面決議を以って決議された。理事及び監事は左記の通り。

○第三十四期理事：二十名

- 成田隆真(曹洞宗)
- 松原功人(浄土真宗本願寺派)
- 木全和博(真宗大谷派)
- 戸松義晴(浄土宗)
- 木内隆志(日蓮宗)
- 添田隆昭(高野山真言宗)
- 上沼雅龍(臨済宗妙心寺派)
- 杜多徳雄(天台宗)
- 小峰立丸(真言宗智山派)
- 小島一雄(真言宗豊山派)
- 岡野正純(孝道教団)
- 吉田明良(和宗)
- 守山雄順(聖観音宗)
- 一宮良範(念法真教)
- 新美昌道(東京都仏教連合会)
- 井澤孝一(神奈川県仏教会)
- 松永直樹(山梨県仏教会)
- 長澤香静(一財)京都府仏教会
- 本山瑞峰(岡山県佛教会)
- 青木晴美(公財)仏教伝道協会

○第三十四期監事：三名

- 三吉廣明(法華宗(本門流))
- 倉持秀裕(一財)埼玉県佛教会
- 木村匡成(公認会計士)

※順不同 敬称略

【第九回評議員会概要】

決議日：令和二年六月九日

議案(全議案承認)：

- ・令和元年度貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに附属明細書について承認すること
- ・定款第十五条第一号の定めによる理事及び監事各々の選任について承認すること

第二十九回理事会

本年六月十日を決議日とした第二十九回理事会において、第九回評議員会で選任された理事の中から、第三十四期理事長及び事務総長が書面決議を以って選定された。理事長及び事務総長は左記の通り。

○第三十四期理事長

戸松義晴

(浄土宗)

○第三十四期事務総長

木全和博

(真宗大谷派)

また、第三十四期理事長及び事務総長を除く、十八名の理事の職務担当について、原案通り賛同された。

【第二十九回理事会概要】

決議日：令和二年六月十日

議案(全議案承認)：

- ・定款第二十二条第二項の定めによる理事長の選定について
- ・協議事項(全事項賛同)：
 - ・理事の職務担当について

新型コロナウイルス感染症 への本会の取り組み

三月末からの新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大と、四月七日の政府による緊急事態宣言を受けて、本会は国から認可を受ける公益財団法人としての社会的責務を果たすため、四月八日から自宅勤務を原則として事務所を閉所しました。

その後、五月四日に緊急事態宣言が五月末まで延長されたことから、同期間まで閉所期間を延長しました。五月二十五日に緊急事態宣言は解除されましたが、本会ではクラスター(集団感染)のリスク回避のため、五月二十七日より現在まで職員を二つの班に分け、事務所勤務と自宅勤務を週ごとの交代制に、また業務時間を午前十時から午後四時へと短縮しております。

四月七日には本会ホームページ上「新型コロナウイルス感染症に関する葬儀・法要などについてのご案内」(<http://www.jifne.jp/activity/3474/3483/3809.html>)、「葬儀や法要の場がクラスターとならないように呼びかけると共に、各宗派のコロナ対策の情報をホームページ上に集約すること」を始めました。

五月十二日にはコロナ禍における寺院の現状を把握するべく「新型コロナウイルス感染症による影響について(アンケート調査)」(<http://www.jifne.jp/activity/3474/3483/3819.html>)を実施。五月末までの結果を中間報告としてまとめられています。(<http://www.jifne.jp/activity/3474/3483/3839.html>)
詳しくはこちらをご覧ください。

「救援基金」寄附者一覧

二〇二〇(令和二年)三月一日〜七月三十一日

(時系列順・敬称略)

- 齊藤清美
- 小千谷市仏教会
- WFB (世界仏教徒連盟)
- 足利仏教会
- 浄土宗西山禅林寺派
- 気仙沼仏教会
- 有限会社新宿アカウンティングオフィス
- 建福寺 (埼玉県)
- 匿名希望 二件

総計 四,一五一,三三四円

いっ支援、誠にありがとうございました。

「賛助会員」新規入会者一覧

二〇二〇(令和二年)一月一日〜七月三十一日

(時系列順・敬称略)

- 〈個人会員〉
 - 邊見由峰 (香川県)
 - 〈宮利会員〉
 - キャノンプロダクションプリンティング
 - システムズ株式会社
 - 株式会社 鎌倉新書
 - 株式会社 ミツウロコヴェッセル
- ご入会、誠にありがとうございます。

賛助会員募集

本会では賛助会員を募集しております。全国のご寺院をはじめ、企業や団体、個人としてご入会いただけます。入会等の詳細は本会ウェブサイトをご覧ください。
http://www.jbfi.ne.jp/about/index/about_member.html



寺院向け

お電話1本でカンタン申込み。相談無料。

税金なんでも相談

電話 or 対面 どちらでも相談できます



寺院運営をする上で起こる様々な税金の悩みに、エキスパートたちが1ストップでお応えいたします！

寺院向け

お電話1本でカンタン申込み。相談無料。

無料法律相談室

主に第二・第四木曜日

要事前予約



本会顧問弁護士が、寺院向け無料相談を開催しております。

お問い合わせは本会まで<03-3437-9275>

「救援基金」へご寄附のお願い ~支えあう心 あなたの支えが救援の力となります~

本会では、全一仏教運動と世界平和の進展に寄与するため、災害救援並びに人道的支援などの活動を行う「救援基金」へのご寄附を常時受け付けております。これまで、加盟団体をはじめ個人や寺院、各地の仏教会や企業などの多くの方からのご協力をいただいております。

お寄せいただきました救援基金は、被害状況などを考慮しながら、加盟団体や関係機関などに寄託し、現地の救援活動を支援するほか、災害救援活動助成金として被災地でボランティア活動・保養活動を行っている団体へ助成を行っております。

近年、毎年のように大きな自然災害に見舞われ、多くの被害が発生しております。今こそ皆さまの温かなご支援が必要です。本会の救援基金の趣旨にご理解いただき、つつしんでお願い申し上げます。

【郵便振替口座】

口座番号 00110-9-704834
 口座名義人 全日本仏教会救援基金

・本会「救援基金」への寄附は東京都の条例指定対象寄附金です。寄附を行った個人・法人の方は、所轄の税務署へ本会発行の領収証を添付して申告することにより、所得税の寄附金控除の適用が受けられます。



お問い合わせ先 全日本仏教会 財務部 tel 03-3437-9275

『名も知らぬ野草』

「あの赤いの食べてみたい」
裏庭の、赤い実を指さす子どもたち。

「毒があるから、ダメよ。」

間違った知識で、毎年、答えていたわたし。しかし、ステイホーム生活の中で、じっくりと過ごすようになり、その赤い実をまじまじ見つめて調べてみると、「草いちご」という食べられる野いちごではありませんか。丸く甘い草いちごをいただく、幼い子どもたちも舌鼓を打ってよこびました。これをきっかけに、私は身近な野草に目を向けるようになりました。

子どもたちと境内で摘んだお花や野草のいのちをいただき、まるでおままごのようにお料理します。

子どもたちの小さい指でむいてくれる、からすのえんどうの豆ごはん。

コロコロ粘土遊びのように、母子草団子。

お花でいっぱい、ハルジオンとタンポポのかきあげ。

蝶々になった気分で、つつじの花の蜜吸い。

境内や、お参りの道中に見つけた野草をちょうだいし、いのちの活力と季節を感じることは、ドタバタ生活だった私の心身を底から癒やしてくれました。そして、野草のお食事を通して、私のいのちが、あらゆる尊いいのちに支えられてあることを知らされます。

名も無い草を調べると、名も無い草などなく、私が名前を知らなかっただけでありました。どんな野草にも名前があり、それぞれに特徴があります。「雑草」と、ひとくくりにしていた草むらに、キラキラとしたいのちの息吹と個性を感じます。

「一々ののはなのなかよりは 三十六百千億の

光明てらしてほがらかに いたらぬところはさらになし」

これは、曇鸞さまの『讚阿弥陀仏偈』の漢詩を、親鸞さまが和讃にしたものです。その内容は、「一つ一つの花にはかり知れない光があり、その光はどこまでも届く」というのです。

小さな花に宿る、大きないのちの光とは仏さまの光明でありましょう。ひとことで表わすならば、「一即一切」。つまり、一つの花の中に、無限の光があるというのです。可憐な花も、トゲや毒のある草花も、そして私たちも、常に仏の光に照らされており、その光を受けて、そのままに輝く存在なのだと思われれます。

ふと、光に触れたのでしょうか、気づかずに通り過ぎてしまうような路地の草花に、子どもたちは振り向きました。しゃがみ込んだ先は、コンクリートの割れ目から顔を出しているナガミヒナゲシです。日頃、私の都合で草引きしてしまう草花。踏まれても、けなげに咲き、雨が降っても、風に吹かれても、生きようとする姿に胸を打たれました。草花のいのちの光が私たちに「生きる」ということを教えてくれているのでしょうか。

さて、ようやく始まった小学校から、娘が帰ってきました。ランドセルを下ろすと、

「ねえ、帰り道に見つけたんだけど、なんだろう・・・。」

どうやら、今日もまた、草花のいのちの光にであったようです。

「ぶつぽうそう（仏法僧）」では専門家や大人だけでなく、子どもでも分かりやすい言葉や内容を心がけて、日々の生活に役立ち活かしていける法話を紹介いたします。



プロフィール 三浦 明利 (みうらあかり) 光明寺住職(浄土真宗本願寺派) / シンガーソングライター

2008年光明寺住職就任。2011年CD「ありがとう」でシンガーソングライターとしてメジャーデビュー
著書:『わたし、住職になりました』(アスペクト刊)

宗教法人運営のための 法律入門

宗教法人の管理運営 10



代表役員代務者・責任役員代務者②

<代務者の選任方法>

代務者の選任方法は規則で定めなければなりません。通常、代表役員代務者の選び方は、充当制と任命制に分かれます。この充当制や任命制の説明は代表役員の項で述べましたので参照してください(No.642 2019年7月「宗教法人の管理運営(6)」参照)。

責任役員代務者の選任方法にはいくつかの例があります。例えば、総代が選定して代表役員が任命するもの、他の責任役員及び総代の同意を得て代表役員が選任する方法、その他の宗教法人の機関が選任する方法等々があります。いずれの場合でも、選任方法は宗教法人規則に必ず記載しなければならない事項です(宗教法人法第12条1項5号)。

<代務者の職務権限>

代務者の職務は宗教法人規則に定められたとおり、代表役員または責任役員に代わってその職務を行うことです(宗教法人法第20条2項)。その権限の範囲も宗教法人規則に定めるところによりますから(宗教法人法第12条1項5号)、法人における重要な事務である財産処分や包括関係の設定または廃止や合併・解散等に関して、代務者の職務権限を制限することは可能です。

宗教法人規則に定めのない場合には、代表役員または責任役員と同様の権限を行使できると考えられています。が、通常は法人の事務に支障がない限り、代表役員代務者については職務の臨時性にかんがみ、控え目にすることが望まれます。

<代務者の任期>

代表役員代務者及び責任役員代務者の任期は、代務者を置く必要のある事情や理由が存続している間です。従ってその事情や理由がなくなれば任期は終了し、代務者は当然退任することになります。このことは通常宗教法人規則に明記されています。

例えば代表役員が病気のためその代務者を置いた場合、その後代表役員が死亡したときには、今までの代表役員代務者は当然のことながら退任します。その上で新しく代表役員を選任するか、それが困難な場合には、新たに代表役員代務者を選任することになります。

退任・辞任・解任等については責任役員や代表役員の場合と同様ですから、そこで述べたところを参照して下さい(No.641 2019年4月「宗教法人の管理運営(5)」参照)。

<代表役員代務者の公示>

代表役員代務者についても公示が必要となります。公示の方法については代表役員の場合と同じです。即ち、代表役員代務者の公示方法は、まず登記です。宗教法人法は代表権を有する者の氏名や住所及び資格を登記しなければならない旨を規定しています(宗教法人法第52条2項6号)。代表役員や代表役員代務者に異動がある場合には、変更の登記をしなければなりません(宗教法人法第53条)。

登記以外の公示として役員名簿の作成と備え付けがあげられます。宗教法人法は宗教法人の事務所に役員名簿を備え付けることを義務づけています(宗教法人法第25条2項2号)。この役員の中には代表役員代務者も含まれています。

<責任役員代務者の公示>

責任役員も責任役員代務者も登記することは不用です。しかし、役員名簿に記載しなければならないことは、代表役員と同じです。

作成・監修 弁護士 長谷川正浩

第4回花まつりデザイン募集

募集要項



第1回ポスター大賞作品



第2回ポスター大賞作品



第3回ポスター大賞作品

応募締切

2020年

9月30日(水)
まで

※当日消印有効

応募資格

プロ・アマチュア問わず、すべての方に応募いただけます。
(ただし、作品採用の場合、修正や転用に応じられること)

応募条件

未発表のオリジナル作品で、仏教行事である「花まつり」を題材として自由に作品を描いてください。なお、作品に文字は入れないでください。
(例:お釈迦さまに甘茶をかける場面、ご誕生をお祝いする場面、寺院の行事やイベントの場面など)

作品規定

素材・画材・技法は自由(デジタル作品も可)、立体物は不可
応募する作品は、下記のサイズを参考に制作してください。(複数応募可)

●募集作品サイズ●

用紙:A3サイズ以上(297mm×420mm以上)
デジタル:300dpi以上(15MB以上、5000×7000ピクセル以上)

審査方法

10月に審査会を開催し、大賞作品には主催者より連絡します。
審査に関する電話やメールでの問い合わせはご遠慮ください。

応募方法

本会webサイトより応募用紙をダウンロードし必要事項を明記の上、1作品につき1部同封してください。作品は折り曲げずに(筒状は可)郵送してください。
(デジタル作品もカラー出力後、郵送にて受付となります。)

作品送付先・お問い合わせ

公益財団法人 全日本仏教会 広報文化部
〒105-0011 東京都港区芝公園4-7-4 明照会館2階
TEL:03-3437-9275 FAX:03-3437-3260



全日本仏教会

検索

<http://www.jbf.ne.jp>

発行人 戸松義晴

発行所 公益財団法人 全日本仏教会

〒105-0011 東京都港区芝公園4-7-4 明照会館2階

TEL:03-3437-9275 FAX:03-3437-3260

e-mail:info@jbf.ne.jp

2020年8月1日発行 8月号 第646号

